

『書式 行政訴訟の実務〔第三版〕』

目次

# 第1部 行政手続・不服審査 概論編

## 第1章 行政手続概論

第1節 本章の対象	2
第2節 本論	3
1 行政手続と行政手続法	3
(1) 行政手続法の制定とその背景	3
(2) 行政手続法の適用範囲	3
(3) 行政手続条例	3
2 行政処分手続	4
(1) 総論	4
(2) 不利益処分に関する手続	4
(ア) 総論	4
(イ) 処分の基準	5
(ウ) 理由の提示	5
(エ) 理由の不備	6
(オ) 事前手続	6
(カ) 聴聞	7
【書式1】 聴聞通知書例	8
【書式2】 陳述書例	10

【書式3】 代理人資格証明書例	11
【書式4】 参加人許可申請書例	12
【書式5】 文書閲覧請求書例	13
【書式6】 聴聞調書例	14
【書式7】 聴聞報告書例	15
【書式8】 聴聞調書等閲覧請求書例	16
(キ) 弁明の機会の付与	17
【書式9】 弁明通知書例	18
【書式10】 弁明書例	19
(ク) 事前手続としての行政審判	20
(3) 申請に対する処分に関する手続	20
(ア) 審査基準	20
(イ) 標準処理期間	21
(ウ) 申請に対する審査、応答	22
(エ) 理由の提示	22
(オ) 情報の提供	23
(カ) 公聴会の開催等	23
(キ) 複数の行政庁が関与する処分	24
<b>3 行政執行手続</b>	24
(1) 総論	24
(2) 各論	25
(ア) 行政代執行	25
(イ) 執行罰（間接強制）	26
(ウ) 直接強制	26
(エ) 強制徴収	26
<b>4 行政刑罰手続</b>	27
(1) 行政刑罰	27
(ア) 総論	27
(イ) 手続	27
(ウ) 非刑罰的処理	28

(2) 行政上の秩序罰	28
(ア) 意義	28
(イ) 行政刑罰との違い	29
(ウ) 概要	29
<b>5 行政不服審査手続</b>	29
<b>6 行政審判手続</b>	29
(1) 概念	29
(2) 種類	30
(3) 特徴	30
(ア) 職務行使の独立性	30
(イ) 準司法的手続	31
(ウ) 実質的証拠法則等	31
<b>7 司法的救済手続</b>	32
<b>8 苦情処理手続</b>	32
(1) 総論	32
(2) 苦情処理機関	32
(ア) 総務省の苦情処理	32
(イ) 法務省人権擁護局の苦情処理	32
(ウ) 地方公共団体の苦情処理	33
<b>9 その他の手続</b>	33
(1) 届出手続	33
(ア) 意義	33
(イ) 概要	33
(2) 行政立法手続	34
(ア) 総論	34
(イ) 概要	34
(ウ) 意見公募手続	34
(3) 行政指導手続	35
(ア) 意義	35
(イ) 概要	35

## 目次

(ウ) 申請に関連する行政指導	36
(エ) 許認可等の権限に関連する行政指導	36
(オ) 行政指導の方式	37
【書式11】 行政指導の相手方に示す文例	37
(カ) 複数の者を対象とする行政指導	38
(キ) 行政指導の中止等の求め	38
【書式12】 行政指導の中止等の求め	39
(ク) 処分等の求め	40
【書式13】 (処分) 行政指導の求め	40
(4) 行政調査手続	41
(ア) 意義	41
(イ) 概要	41
(ウ) 行政調査と令状主義	42
(エ) 行政調査と黙秘権	43
(オ) 行政調査の瑕疵	43
(5) 行政計画策定手続	44
(ア) 意義	44
(イ) 概要	44
(ウ) 行政計画と司法的救済	45
(6) 行政契約の締結手続	45
(ア) 意義	45
(イ) 概要	45
10 デジタル手続法 (旧・行政手続オンライン化法)	46
(1) 総論	46
(2) 申請等についてのオンライン化可能規定	46
(3) 処分通知等についてのオンライン化可能規定	46

## 第2章 行政不服審査概論

1 行政不服審査手続の意義	48
2 簡易迅速な権利救済手続——簡易とは	50
(1) 審査請求は手数料が無料である	50
(2) 不服申立ての方法	50
(3) 審査請求の宛先	50
(4) 審査請求書の記載事項	51
(5) 書証の準備	52
(6) 処分庁の弁明書	52
【書式14】 審査請求書例	53
【書式15】 審査請求書例（参考様式第1号の1）	54
【書式16】 審査請求書例（参考様式第1号の2）	56
【書式17】 行政不服審査法による処分に対する審査請求の方法	57
【書式18】 反論書例	58
3 簡易迅速な権利救済手続——権利救済とは	59
(1) 審査請求期間	59
(2) 審査請求人適格や審査請求適格	59
(3) 不当を理由とする取消し	59
(4) 執行停止	60
4 公正な手続保障	60
(1) 審理員	61
(2) 資料の閲覧・写しの交付請求	61
(3) 口頭意見陳述	62
(4) 争点整理表	63
(5) 審理の終結	64
(6) 審理員意見書	64
(7) 審査会への諮問	64
(8) 諮問の辞退	65

目 次

(9) 諮問書	65
(10) 審査会における審査	65
(ア) 審査会における口頭意見陳述の意義	66
(イ) 行政不服審査会での審査	66
(11) 提出資料の閲覧	67
(12) 審査会審査の瑕疵と裁決取消事由	67
(13) 裁 決	68
(14) 執行停止	68
5 不服申立て前置	69

## 第2部 訴訟編

### 第1章 行政訴訟概論

#### 第1節 行政訴訟の定義と分類

1 行政訴訟とは何か	72
(1) 定 義	72
(2) 行訴法に定めがない事項は民事訴訟で	72
(3) 同じ論点、対象を民訴法でも扱える領域はあるか	73
(4) 定めがなくても民訴法を適用しない領域	74
(5) 仮処分排除の行訴法44条について	74
2 行政訴訟、行政事件訴訟の類型	75

#### 第2節 行政訴訟類型

1 抗告訴訟	77
(1) 取消訴訟	77

(2) 無効等確認訴訟	78
(3) 不作為の違法確認訴訟	78
(4) 義務付け訴訟	78
(5) 差止め訴訟	78
2 当事者訴訟	78
3 民衆訴訟	78
4 選挙訴訟	78
5 機関訴訟	78
6 争点訴訟	78

## 第2章 取消訴訟総論

第1節 取消訴訟の特徴	79
1 総説	79
2 取消訴訟中心主義	80
3 公定力	80
4 取消訴訟の排他的管轄	80
5 取消訴訟中心主義からの脱却の試みと改正法	81
第2節 裁決取消訴訟の諸問題	83
1 処分取消訴訟と裁決取消訴訟の関係についての行訴法の規定	83
2 裁決固有の瑕疵	83
3 却下裁決、一部取消し一部棄却裁決、修正裁決	83
4 両取消訴訟が提起されている場合の処分取消判決の影響	84
5 両訴の関係	84
6 裁決主義	84

## 第3章 取消訴訟の訴訟要件

<b>第1節 処分性</b> .....	86
1 行政処分 .....	86
2 判例における定義 .....	86
3 現時点での処分性問題についての最高裁の基準 .....	87
(1) 名宛人なしの行政の意思表示（条例、行政立法を含む） .....	87
(2) 行政の段階的行為のうちの最終的ではない重要な意思表示 （行政指導を含む） .....	88
(3) 行政が国民に対してなす受理、不受理、不交付、返戻などの やり取り .....	89
(4) 間違っって納めた登録免許税の返還方式 .....	89
(5) 都市計画関連の事例 .....	89
(6) その他 .....	91
4 仮処分の排除 .....	92
(1) 行訴法44条 .....	92
(2) 改正後の判例の状況 .....	92
(3) 改正前の判例の状況 .....	93
(ア) 公務員・公共企業体職員・公営企業職員の不利益処分 .....	93
(イ) 道路工事 .....	93
(ウ) 公共工事一般 .....	94
(エ) 公立学校に係るもの .....	95
(オ) 学校以外の公物・営造物に関するもの .....	96
(カ) その他の事例 .....	97
(キ) 住民訴訟を本案とする仮処分 .....	97
<b>第2節 原告適格</b> .....	98
1 原告適格の意義 .....	98



2	法律上の利益を有する者	98
(1)	「法律上保護された利益」か「法律上保護に値する利益」か	98
(ア)	「法律上保護された利益」説（保護された利益説）	98
(イ)	「法律上保護に値する利益」説（保護に値する利益説）	98
(2)	両説の区別を論ずる意味	99
3	従来判例	99
4	行訴法9条2項が設けられた意味	101
(1)	改正に至る経緯	101
(2)	改正の内容	101
(3)	改正の意味	102
5	行訴法改正後の最高裁判例	103
(1)	小田急高架事件最高裁大法廷判決（最大判平成17・12・7民集59巻10号2645頁）	103
(ア)	事案の概要	103
(イ)	判決の内容	103
(2)	改正後のあるべき解釈手法	105
6	事案類型別の判例の整理	105
(1)	名宛人と同視できる者	105
(2)	周辺住民	105
(3)	競業者	106
(4)	消費者	107
(5)	景観・環境	107
(6)	団体	107
<b>第3節 被告適格</b>		109
1	沿革	109
2	被告適格	109
(1)	処分等をした行政庁が国または公共団体に所属する場合	109
(2)	処分等をした行政庁が国または公共団体に所属しない場合	110
(3)	その他の場合	110

(4) 個別法による例外	110
<b>3 被告資格に関連する事項</b>	111
(1) 訴状への被告および代表者の記載	111
(2) 訴状への行政庁の記載	112
(3) 被告の行政庁特定義務	112
(4) 処分等をした行政庁の訴訟遂行権限	112
(5) 行政庁の教示義務	113
(6) 被告を誤った訴えの救済	113
(7) 他の訴訟への準用	114

## 第4節 狭義の訴えの利益 115

1 はじめに	115
2 関連訴訟に関する訴えの利益	115
(1) 処分取消しの訴えと裁決取消しの訴え	115
(2) 先行処分とその処分を前提としてなされる後行処分に関する 訴訟	116
3 処分後の事情変化と訴えの利益	116
(1) 処分の取消変更	116
(2) 行政処分に基づいた工事等の完了	117
(3) 期日や期間の経過	117
(4) その他事情の変更	118
4 行訴法9条1項かっこ書にある「取消しによって回復すべき 法律上の利益」	118
5 訴えの利益の必要時期	119

## 第5節 出訴期間 120

1 概 要	120
2 主観的出訴期間	121
(1) 処分等があったことを知った日	121
(2) 出訴期間の遵守	122

(3) 出訴期間経過についての正当な理由	123
3 客観的出訴期間	124
4 審査請求を経た場合の出訴期間	125
<b>第6節 取消訴訟と審査請求の関係</b>	127
1 処分取消しの訴えと審査請求	127
2 行訴法8条の組み立て方	127
3 自由選択主義（原則）	128
(1) 適用範囲	128
(2) 審査請求がなされた場合の出訴期間	129
4 自由選択主義の例外（審査請求前置）	129
(1) 行訴法8条1項だたし書	129
(2) 審査請求前置が認められる場合	130
(3) 審査請求前置の充足	131
(ア) 適法性	131
(イ) 訴えの先行	132
(ウ) 同一性	132
(エ) 税法上の処分	133
(4) 審査請求前置と訴訟における主張・立証の制限	135
5 審査請求前置の緩和	135
(1) 審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないとき	136
(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき	137
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき	138
6 訴訟手続の中止	138

## 第4章 取消訴訟の審理手続 (違法性審理)～主として実体審理～

### 第1節 訴訟の対象…………… 139

- 1 訴訟の対象、訴訟物…………… 139
- 2 違法とは…………… 139
  - (1) 定義…………… 139
  - (2) 行手法(条例)の事例…………… 140
  - (3) 行手法以外の事例…………… 141
  - (4) 他事考慮…………… 141
  - (5) 比例原則…………… 142
  - (6) 平等原則…………… 142
  - (7) 権利濫用と目的・動機…………… 142
- 3 関連請求…………… 142
- 4 訴えの変更、客観的併合…………… 143
  - (1) 訴えの変更…………… 143
  - (2) 訴えの客観的併合…………… 144

### 第2節 裁量判断…………… 145

- 1 最高裁判所判例の状況…………… 145
  - (1) 問答無用方式(社会観念、社会通念審査)…………… 146
  - (2) 判断過程の統制方式～種類と広がり、誤りへの変質…………… 147
    - 【書式19】 遺族厚生年金不支給決定取消請求事件の訴状例…………… 149
    - 【書式20】 開発許可取消請求事件の訴状例…………… 153
    - 【書式21】 免職処分取消請求事件の訴状例…………… 158

### 第3節 取消理由の制限…………… 163

- 1 総論…………… 163

2 自己の法律上の利益に関係のない違法主張の制限	163
(1) 趣旨・効果	163
(2) 「自己の法律上の利益に関係のない違法」の意義	164
(ア) 学説	164
(イ) 裁判例	165
(3) 原告適格との関係	166
(4) 取消訴訟以外の訴訟に準用されるか	167
3 原処分主義	167
(1) 原処分主義について	167
(2) 行訴法10条2項の趣旨・効果	167
(ア) 趣旨	167
(イ) 効果	168
(ウ) 「審査請求を棄却した裁決」について	168
(3) 行訴法10条2項の例外——裁決主義	169
<b>第4節 違法性の承継</b>	170
1 「違法性の承継」論	170
(1) 伝統的「違法性の承継」論	170
(ア) 違法性の承継が問題となる場面	170
(イ) 伝統的通説における違法性の承継が認められるための要件	170
(2) 「違法性の承継」をめぐる議論の状況	171
(ア) 違法性の承継を極めて例外的にしか認めない見解	171
(イ) 当該行政作用の性質等に応じて違法性の承継の肯否を決する見解	172
(3) 先行行為は処分性の認められるものに限られるか	172
(4) 住民訴訟における違法性の承継	173
2 違法性の承継に関する裁判例	173
(1) 違法性の承継を認めた裁判例	173
(ア) 建築安全条例に基づく安全認定と建築確認	173
(イ) 農地買収計画と買収処分	174

(ウ) 事業認定と土地収用裁決	175
(エ) 差押えと公売処分	175
(2) 違法性の承継を否定した裁判例	176
(ア) 租税の賦課処分と滞納処分	176
(イ) 第1次納税義務者に対する課税処分と第2次納税義務者に対する納付告知	176
(ウ) 農地買収と売渡し処分	176

## 第5節 処分理由の追加・差し替え

1 総論	177
(1) 処分理由の追加・差し替えとは	177
(ア) 問題の所在	177
(イ) 裁判例の基本的立場	177
(2) 処分理由の追加・差し替えに関する議論の状況	177
2 具体例	178
(1) 課税処分について	178
(2) 公務員の懲戒処分・分限処分について	179
(3) 事前の意見聴取手続がとられる場合	180
(4) 申請拒否処分について	180
(5) 判決効との関係	180

## 第6節 共同訴訟（主観的併合）、参加

1 共同訴訟（主観的併合）	182
(1) 行訴法17条と民訴法との関係	182
(2) 主観的予備的併合の可否	182
(3) 第三者による請求の追加的併合	182
【書式22】 第三者による請求の追加的併合の申立書例	183
2 参加	185
(1) 規定の整理	185
(2) 第三者の訴訟参加	185

【書式23】 第三者の訴訟参加の申立書例	186
(3) 行政庁の訴訟参加	188
【書式24】 行政庁の訴訟参加の申立書例	189

## 第7節 審理ルールと主張立証責任

1 管轄	190
(1) 被告と行政庁の所在地に関する管轄	190
(2) 不動産などにかかる処分等に関する管轄	190
(3) 下級行政機関所在地による管轄	190
(4) 特定管轄裁判所	191
(5) 移送	192
(ア) 行訴法13条との関係	192
(イ) 民訴法との関係	192
(ウ) 「他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた 処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合」の考え方	192
2 関連請求と移送ルール	193
3 主張・立証責任	193
4 釈明処分の特則	194
(1) 処分関係と裁決関係	194
(2) 民訴法の制度との違い	194
(3) 対象	195
(4) 文書提出命令、その他の制度との関係	195
(5) 出てきたものの閲覧謄写	196
(6) 拒絶できる場合があるか	196
(7) 準用関係	196
(8) 活性化への取組みと成果	197
(ア) 制度についての法務省の解説と最高裁（裁判所）の対応	197
(イ) 日弁連の運動的提起	197
(ウ) 実例	197

**第8節 証拠収集、証拠調べ**…………… 199

1 提訴前…………… 199

    (1) 概要…………… 199

    (2) 当事者照会、証拠収集処分…………… 199

    (3) 証拠保全…………… 200

        【書式25】 証拠保全の申立書例…………… 201

2 提訴後…………… 203

    (1) 概要…………… 203

    (2) 文書提出命令…………… 203

        【書式26】 文書提出命令申立書例…………… 205

**第5章 訴訟の終了**

**第1節 判決以外の終了**  
——放棄、認諾、取下げ、和解等…………… 208

1 請求の放棄・取下げ…………… 208

2 訴訟上の和解…………… 208

3 当事者の死亡…………… 209

**第2節 判決**…………… 211

1 取消判決の効力…………… 211

    (1) 形成力…………… 211

        (ア) 形成力の意義…………… 211

        (イ) 形成力の主観的範囲…………… 211

        (ウ) その他…………… 213

    (2) 拘束力…………… 214

        (ア) 拘束力の意義…………… 214



(イ) 反復禁止効	214
(ウ) 不整合処分取消義務	215
(エ) 申請却下・棄却処分取消判決の拘束力	215
(オ) その他	216
(3) 既判力	216
(ア) 意義	216
(イ) 取消訴訟と国賠訴訟	216
(ウ) その他	217
2 事情判決	217
(1) 意義	217
(2) 狭義の訴えの利益の消滅との対比	218
(3) 事情判決した場合の原告の救済方法	218
(4) その他	219

## 第6章 不作為の違法確認の訴え

1 はじめに	220
2 他の制度との関係	221
3 不作為の違法確認の訴えの訴訟要件	222
4 原告適格	223
5 「相当の期間」	225
6 不作為	227
7 違法判断の基準時	228
8 認容判決の効果	228
9 訴えの変更	229
10 訴訟費用の負担	230

## 第7章 無効等確認訴訟

1 行訴法改正と無効等確認訴訟	231
2 訴訟要件	231
(1) 特別な要件1	232
(2) 特別な要件2	232
(3) 特別な要件1、2をどう読むか	232
3 実体要件	232
(1) 重大の概念	233
(2) 明白の概念	233
(3) 両方必要なのか	233
4 判決	234
【書式27】 仮換地指定処分取消請求事件の訴状例	234

## 第8章 義務付け訴訟

### 第1節 義務付け訴訟の法定

1 義務付け訴訟の法定	242
2 申請型義務付け訴訟と非申請型義務付け訴訟の区別	243

### 第2節 申請型義務付け訴訟

1 申請型義務付け訴訟の2類型	244
2 併合提起要件	244
3 申請型義務付け訴訟を提起すべき場合	245
4 訴訟要件	246
5 本案勝訴要件	246

【書式28】 申請型義務付け訴訟の訴状例（供託金払渡認可）

義務付け請求事件) .....	247
-----------------	-----

### 第3節 非申請型義務付け訴訟 .....

1 非申請型義務付け訴訟が用いられる典型的な局面 .....	250
2 訴訟要件 .....	250
3 本案勝訴要件 .....	251
4 第三者の訴訟への関与 .....	251
5 (参考) 行政手続法の定める「処分等の求め」 .....	251
【書式29】 非申請型義務付け訴訟の訴状例 .....	252

## 第9章 差止め訴訟

1 総論 .....	256
2 訴訟要件 .....	256
(1) 処分性 .....	256
(2) 一定の処分または裁決をする蓋然性 .....	257
(ア) 「一定の処分又は裁決」 .....	257
(イ) 蓋然性 .....	257
(3) 原告適格 .....	257
(4) 重大な損害を生ずるおそれ .....	258
(5) その損害を避けるため他に適当な方法がないこと (補充性) .....	259
3 本案要件 .....	260
【書式30】 営業許可取消処分差止請求事件の訴状例 .....	261
【書式31】 砂利採取計画認可差止請求事件の訴状例 .....	264
【書式32】 遺族厚生年金支給裁定取消処分差止請求事件の 訴状例 .....	267

## 第10章 仮の救済

1 総説	270
(1) 仮の救済制度の意義	270
(2) 仮の救済制度改正の経緯	271
2 執行停止	271
(1) 意義	271
(2) 要件	272
(3) 手続・効力	274
(ア) 手続	274
(イ) 効力	275
(4) 内閣総理大臣の異議	275
(5) 執行停止制度の問題点	275
(6) 裁判例	276
【書式33】 執行停止申立書例	278
(7) 分析～最高裁の判例	281
3 仮の義務付け	283
(1) 意義	283
(2) 要件	283
(3) 手続	284
(4) 効力	284
(5) 裁判例	285
【書式34】 仮の義務付け申立書例	289
4 仮の差止め	291
(1) 意義	291
(2) 要件	292
(3) 手続・効力	292
(4) 裁判例	292
【書式35】 仮の差止め申立書例	294

5 仮処分	297
-------	-----

## 第11章 当事者訴訟

1 公法に関する事件と当事者訴訟	298
(1) 行政事件と民事事件	298
(2) 民事仮処分	298
(3) 大阪国際空港事件	299
(4) 当事者訴訟	299
(5) 公法関係民事訴訟	300
(6) 当事者訴訟	300
2 取消訴訟と当事者訴訟（確認訴訟）	301
(1) 当事者訴訟の利用拡大	301
(2) 処分性の拡大と確認訴訟	301
3 当事者訴訟の2種類	301
4 形式的当事者訴訟	302
(1) 損失補償の確定手続と当事者訴訟	302
(ア) 裁決機関が損失の原因となる収用とともに損失額の裁決をし、 基本の裁決を争うときは抗告訴訟で争わせ、損失額の増減だけを 争うときは当事者訴訟によらせる類型	302
(イ) 損失額について損失を受ける者と起業者の間で協議し、協議が 調わないとき裁決機関が裁決した損失額を当事者訴訟で争わせる 類型	303
(ウ) 道路法による土地収用法を準用する類型	304
(エ) 行政庁が決定した補償額を国等を被告とする訴訟で争わせる 類型	304
(2) 知財法関係	305
(ア) 特許法	305
(イ) 著作権法	307

5	形式的当事者訴訟とその他の訴訟類型の選択	307
6	実質的当事者訴訟	308
	(1) 実質的当事者訴訟	308
	(2) 当事者訴訟に対する多様な学説	309
	(3) 大阪空港事件と当事者訴訟	310
	(4) 将来の行政処分の受認義務不存在確認訴訟	310
	(5) 予防的機能をもつ確認訴訟	310
	(6) 予防接種に関する損失補償訴訟	311
	(7) 実質的当事者訴訟と国賠訴訟・損失補償訴訟	311
7	民事訴訟と当事者訴訟の関係	312
8	当事者訴訟に関する手続規定と解釈	313
	(1) 当事者訴訟の法的性格	313
	(ア) 形式的当事者訴訟	313
	(イ) 実質的当事者訴訟	314
	(2) 請求の趣旨、訴えの利益	314
	(ア) 形式的当事者訴訟	314
	(イ) 実質的当事者訴訟	314
	(3) 出訴期間	315
	(4) 請求の併合	315
	(ア) 形式的当事者訴訟	316
	(イ) 実質的当事者訴訟	316
	(5) 訴えの変更	316
	(ア) 形式的当事者訴訟	317
	(イ) 実質的当事者訴訟	317
	(6) 被告適格	318
	(7) 関連請求の移送	319
	(ア) 形式的当事者訴訟	319
	(イ) 実質的当事者訴訟	319
	(8) 出訴の通知	319
	(9) 行政庁の訴訟参加	320

(ア) 行訴法23条の準用される範囲	320
(イ) 参加行政庁の地位	321
(ウ) 民事訴訟法による参加	321
(10) 釈明権の特則	321
(ア) 形式的当事者訴訟	322
(イ) 実質的当事者訴訟	322
(11) 職権証拠調べ	322
(12) 判決の効力	323
(13) 訴訟費用の裁判の効力	323
<b>9 確認訴訟の活用</b>	323
(1) 確認訴訟の意味と対象	323
(2) 非処分と確認訴訟	324
(3) 行政立法と確認訴訟	325
(4) 行政指導と確認訴訟	326
<b>10 非処分の確認訴訟</b>	326
(1) 確認の訴えと救済の必要性	326
(2) 確認の利益	327
(3) 紛争の成熟性	328
(4) 民事訴訟との関係	328
(5) 取消訴訟の排他性の明文規定	329
(6) 無効等確認の訴えの取扱い	329
(7) 差止め訴訟と確認訴訟	330
【書式36】 在外日本人選挙権制限違法確認等請求事件の訴状例	330
【書式37】 審決取消請求事件の訴状例(1)	336
【書式38】 審決取消請求事件の訴状例(2)	338
【書式39】 その他の当事者訴訟の「請求の趣旨」の例	340
<b>11 当事者訴訟と仮の救済</b>	341
(1) 仮処分の排除	341
(2) 当事者訴訟と仮の救済	342

## 第12章 住民訴訟

1 総 説	343
2 住民監査請求・住民訴訟の手続	343
(1) 住民訴訟の手続	343
(2) 住民訴訟の住民勝訴判決確定後の手続	344
(3) 議会の議決による長等職員に対する損害賠償請求権等の放棄	344
3 平成29年地方自治法改正による地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しとその問題点	345
(1) 議会の議決による請求権放棄に関する前記最高裁判決	345
(2) 条例による長等の損害賠償責任の限定	345
(3) 議会の議決による放棄の手続要件	346
4 住民監査請求	347
(1) 意 義	347
(2) 要 件	347
(ア) 住民監査請求ができる地方公共団体	347
(イ) 住民監査請求をすることができる資格	348
(ウ) 住民監査請求の対象となる行為	348
(エ) 住民監査請求の期間制限	349
(3) 手 続	351
(ア) 監査請求の方法	351
(イ) 監査請求後の手続	353
(4) 効 力	355
(ア) 監査結果	355
(イ) 監査結果に対する対応	356
(5) 再度の監査請求	357
【書式40】 住民監査請求書例	357
5 住民訴訟	359
(1) 意 義	359



(2) 要件	359
(ア) 住民訴訟の類型	359
(イ) 監査請求前置主義と監査請求との同一性	362
(ウ) 原告適格・被告適格等	362
(エ) 住民訴訟の期間制限	364
(3) 手続	364
(ア) 住民訴訟の提起	364
(イ) 住民訴訟提起後の手続	367
(4) 効力	370
(ア) 住民訴訟の判決の効力	370
(イ) 請求・訴訟提起行為	370
(ウ) 弁護士費用の請求	371
(エ) 議会の議決による損害賠償請求権等の放棄	371
【書式41】 1号請求の訴状例	373
【書式42】 2号請求の訴状例	375
【書式43】 3号請求の訴状例	377
【書式44】 4号請求の訴状例	378

## 第13章 その他の争訟

第1節 その他の争訟の範囲	382
---------------	-----

第2節 選挙訴訟	385
----------	-----

【書式45】 当選訴訟の訴状例	386
-----------------	-----

第3節 機関訴訟	389
----------	-----

1 機関訴訟の意義	389
-----------	-----

2 機関訴訟の種類と実例	389
--------------	-----

目 次

(1) 一般の関与訴訟	389
(2) 代執行訴訟	390
(3) 地方公共団体相互間の紛争に関する訴訟	391
(4) 公共団体の機関相互間の紛争に関する訴訟	392
<b>第4節 争点訴訟</b>	393
1 争点訴訟の意義	393
2 争点訴訟の具体例	393
3 行政庁の訴訟参加	393
●事項索引	394
●執筆者一覧	398